

大学・短大の担当者用マニュアル

I. 総則

- 1) 准学校心理士資格申請等はすべて各大学・短大・専門学校等のご担当者と本機構（准学校心理士資格認定委員会，以下機構とする）との組織対応とし，個人別申請等はありません。
- 2) 准学校心理士資格申請等のために各大学・短大・専門学校等で**教員1名及び事務局1名の担当者**をお決めいただき，本機構（准学校心理士認定委員会）にお届け下さい。お届けいただいた大学等を「**加盟校**」とします。以後すべての連絡等はお届けいただいた担当者の方にさせていただきます。
- 3) ご担当者は，ご自身の大学等から機構への諸届等や機構から大学等への諸連絡等の窓口になります。様々なアナウンス等をご自身の大学等でしていただくことになります。
- 4) 機構では，各ご担当者が責任をもっておとりまとめいただいた申請等を尊重し，認定等の業務を誠実に遂行いたします。

II. 加盟校の申請と科目適合性の認定

- 1) 本機構のホームページ（以下，HP）に掲載されている書式に則り，（**加盟校0**）申請加盟校届書・（**加盟校1**）認定科目申請総括表 を前年度2月末日までに機構宛に郵送して下さい。
その際に，Aタイプ（学校教員・保育士類型）とBタイプ（相談支援機関専門職類型）がありますので，各々のタイプに応じた授業科目をご準備下さい。
- 2) 各科目の適合性認定は，提出されたシラバスに基づき行います。この際，不明な点についてご照会いたしますのでご回答下さい。**Aタイプの申請**の場合，シラバスは各大学・短大等の様式にあるものの複写で結構ですので添付してご送付下さい。**Bタイプの申請**の場合，文部科学省・厚生労働省が確認する公認心理師資格カリキュラム対応大学学部であることと，公認心理師資格対応科目に対応している証明（授業科目の対応が明確にわかるもの）の複写を添付して下さい（Bタイプは文科省・厚労省から確認された証明があれば，シラバスの添付は必要ありません）。
- 3) Aタイプの場合，課程認定科目の授業については，原則として科目適合性が認定されます。また，Bタイプの場合，文部科学省・厚生労働省が確認する公認心理師資格カリキュラム対応の授業科目については，原則として科目適合性が認定されます。

※注 「加盟校」に登録された翌年以降は，科目・シラバス・教員等が変更になった場合のみ，（**加盟校1**）認定科目申請総括表を提出するだけで結構です。変更点について，備考欄（例えば「授業担当者変更。シラバスは同一」など）に記入し，変更がない科目と合わせて記載した総括表をご提出下さい。

- 4) シラバスの科目適合性審査申請は原則として、年度末の1月～2月末日までに行って頂き、その審査結果は原則として3月末日までにご連絡いたします。シラバス作成等が間に合わない場合はご連絡下さい。
- 5) 加盟校の申請と科目適合性の認定にかかわる費用はありません。申請に関する郵送料などは、各大学・短大などでご負担下さい。

Ⅲ. 申請

- 1) 本機構のHPに掲載されている書式に則り、(加盟校2)申請者リスト・(准1)資格認定申請書・(准2)大学・短大・専門学校等における学校心理学関係単位修得申告書を学校ごとにまとめて提出して下さい。この際、登録審査事務手数料各3,000円/人を機構口座に学校ごとにまとめて送金し、申請者リストの裏面に「ご利用明細票」等を貼付下さい(7月～8月:詳しい期日は本機構のホームページHPをご覧ください)。振込手数料は加盟校においてご負担下さい。
- 2) 上記に基づき機構で審査し、准学校心理士として認定することが可能な申請者のリストをご担当者にお送りします(11月中旬まで)。登録料3,000円、年会費3年分(9,000円)の合計12,000円/人の納入につき申請者にご指導いただき、機構口座に学校ごとにまとめてご送金下さい。振込手数料は加盟校においてご負担下さい。また、申請者にお渡しする資格認定証作成に必要な書類等(写真貼付用も含む)を同封しますので、12月中旬までにとりまとめてご返送下さい。准学校心理士資格認定証は2月末日までにご担当者にお送り致します。詳しい期日は、本機構のホームページHPをご覧ください。
- 3) 准学校心理士資格認定証は卒業時に、1条校(学校教育法)の教員免許または保育士資格を取得される申請者について、単位修得の確認をしていただき、お渡し下さい。単位未修得もしくは教員免許・保育士資格が取得できなかった方の資格認定証は機構にご返却(郵送)下さい。認定証を返却された方の会費(9,000円/人)は、加盟校ごとにまとめて返金いたします。振込手数料は加盟校においてご負担下さい。登録審査事務手数料の返金はありません。
- 4) 認定された授業担当者が交代したり、教員免許・保育資格の課程認定や公認心理師資格カリキュラム対応をお止めになった場合等が生じた際は、速やかに本機構にご連絡下さい(様式は自由ですので変更届等をご提出下さい)。
- 5) 教員免許・保育士資格取得のための課程認定や公認心理師資格カリキュラム対応をお止めになった場合等、大きな変更が生じた際は、速やかに本機構にご連絡下さい(様式は自由ですので変更届等をご提出下さい)。

Ⅳ. その他

- 1) 准学校心理士資格認定規則等については、機構HPに公開しますので、申請時に必ずご確認下さい。

Ⅴ. 特例措置

2018年度から本事業が始まり、2019年3月に最初の准学校心理士が誕生しました。また、

Bタイプの申請を新たに2020年度から開始しました。新たに加盟校申請をおこなう大学・短大等に対して、経過的にいくつかの特例を設けました。

- 1) 基本的には加盟校申請を行う年度に開講する授業科目のシラバスの科目適合審査のみ行います。ただし、しばらくの間、加盟校申請を行う年度よりも以前に開設・開講された授業科目（過去3年以内の科目）についても、さかのぼり適合審査を行う。この場合、加盟校申請を行う年度に開講する授業科目とほぼ同一内容であることが望ましい。
- 2) 上記の期間では不可能な場合には機構と協議していただくこととなりますので、ご連絡下さい。

以上

※注：申請書類について

（加盟校●）加盟校担当者が作成

（准●）申請する学生本人が作成

准学校心理士費用送金口座

ゆうちょ銀行 店名〇〇八 普通 4974318
「一般社団法人学校心理士認定運営機構」

〈准学校心理士に関するお問い合わせ先〉

一般社団法人学校心理士認定運営機構

TEL：03-3818-1554

メール：jungs32440736@yahoo.co.jp

※ご担当者からのお問い合わせに限ります。

※学生等申請者個人からのお問い合わせはご遠慮下さい。